

陳情調書

(件名) 乾式貯蔵施設建設に関して六ヶ所再処理工場の現状を調査確認し公表することについて

(陳情の趣旨)

九州電力は、2025 年 10 月 24 日、原子力規制委員会に使用済み燃料の六ヶ所再処理工場へ運びだすまでの一時的な保管場所として、川内原発敷地内に乾式貯蔵施設の建設計画の原子炉設置変更の許可申請を行いました。

県の原子力だよりかごしまNO. 155(2026年1月30日)に、「九州電力は原子力発電所の運転に伴い発生した使用済み燃料を、日本原燃の六ヶ所再処理工場に搬出することを方針としている」とあります。第27回県原子力安全・避難計画専門委員会(2025年11月25日)を私達も傍聴しました。乾式貯蔵施設の安全性について委員から質疑応答があり、塩田知事は、専門委員会の安全性の評価を重視していると述べられましたが、六ヶ所再処理工場が約30年27回失敗を繰り返していることや使用済み燃料を搬出できない場合への質問や指摘は皆無でした。

六ヶ所再処理工場では、2006年～2008年に使用済み燃料1702体のアクティブ試験でプルトニウムを取り出し、発生した高レベル廃液346 m³をガラス固化体に製造する試験を行っています。高レベル廃液をガラス固化体にするのは困難で、現在も約245 m³の高レベル廃液が残ったままです。アクティブ試験で高濃度に放射能汚染された建屋は、高度被曝の恐れがあり、耐震補強工事もできないままです。(アクティブ試験:実際に使用済み燃料を用いて試運転を行い機器の不具合等修正する試験)

それに、国際的に余剰プルトニウムの保有は許されず、再処理はMOX燃料に必要なプルトニウムの量だけと原子力委員会は、2018年7月、日本保有のプルトニウムの上限を決めました。例え六ヶ所再処理工場が完成しても、プルトニウムとウランを混合したMOX燃料を使用するプルサーマルの稼働状況に応じた再処理のみです。九州電力の場合、既に六ヶ所に搬送された使用済み燃料が991体あり、玄海原発のMOX燃料分の再処理から始めることになり、新たに九州電力管内から使用済み燃料は搬出できないことになります。

更に六ヶ所再処理工場では、再処理するウラン燃料の平均燃焼度は45000Mwd/t以下と制限していて、2007年からステップ2燃料(高濃縮度のウラン燃料)に切り替えている川内原発の使用済み燃料を、六ヶ所再処理工場で受け入れることは不可能なのです。

私達は、乾式貯蔵施設建設は、使用済み核燃料の一時保管ではなく、川内原発敷地が半永久的または、最終的な保管場所となってしまう恐れが大きく、後世に放射能のリスクを押しつけることになると危惧しています。よって、県民の命と暮らし、財産を守る立場の議会として以下のことを、丁寧に調査確認し、結果を県民に公表して下さるよう以下、陳情いたします。

記

- 一. 六ヶ所再処理工場でアクティブ試験によって、使用済み核燃料1702体の再処理後、高レベル放射能の廃液346 m³が生まれた。その廃液すべてをガラス固化体に製造できず、その廃液が現在も約245 m³も残っている、その具体的な状況を調査し内容を県民に公表すること。
- 二. 2018年7月の原子力委員会のプルトニウム保有上限と再処理量の制限に従うと、六ヶ所再処理工場に運びこまれる使用済み核燃料のプルトニウムの取り出し量は、九州電力の場合は、玄海原発のMOX燃料分だけになる。すでに六ヶ所に搬送した分の再処理だけで済み、それ以上の搬出はできないこと等を調査、確認し、詳細を県民に公表すること。
- 三. ウラン濃縮度4.6～4.8%のステップ2燃料に切り替えている川内原発1・2号機の使用済み核燃料は、六ヶ所再処理工場では再処理できないことを調査し確認を行い、内容を県民に公表すること。

以上